

自主撤去も補助事業の対象に

災害 廃棄物 特例措置、自治体の判断で

環境省は4月13日、倒壊家屋などを個人が自主的に解体工事業者に依頼して撤去が終了した場合なども補助対象になるとの考えを示した。後日、自治体が同事業に該当すると判断すれば補助対象となる。その場合、自治体と解体工事、廃棄物処理業者との契約に変更するなどの措置を講じる。

東日本大震災で発生した災害廃棄物の処理をすでに着手または終了した場合について、同省は自治体が事業主

体として実施した分は補助対象になるとの考えを示した。自治体は会計手続きが始まるまでの間、見積書や請求書など契約に関する書類一式、処理状況がわかる写真などを保管しておく必要がある。個人や中小企業がこれらから倒壊家屋などの解体や廃棄物の処理を自主的に行う際は、自治体の判断が必要になる。家屋などの所有者は関係者の合意を得た上で、解体工事、廃棄物処理業者を同行して自治体の窓口相談することや処理費用の説明などを行う必要がある。自治体が解体、処理費用を含めて適正と判断し、自治体と解体工事、廃棄物処理業者との契約が成立した場合、特例措置として補助事業の対象となる。